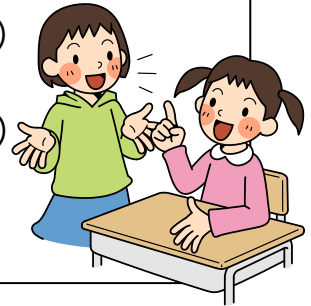


## 津志田小学校いじめ防止基本方針

- いじめを 「つくらない」 (未然防止)
- いじめを 「みのがさない」 (早期発見)
- いじめから 「まもる」 (速やかな対応)
- いじめを 「のこさない」 (再発防止)



### 1 津志田小学校いじめ防止基本方針

津志田小学校では、笑顔と希望に満ち、生き生きと学ぶ子どもたちの育成を図るために、教育活動全体を通して、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義や規則を重んじる心を育てています。

これまでも、いじめを防止するために、児童会による「いじめゼロ憲法」の取り組み等、学校全体で様々な努力を重ねてまいりました。本県では、いじめが原因で子どもが自ら命を絶つという悲しく痛ましい事案が発生しております。子どもの命、そして学校の安心・安全を守るためにも、いじめの早期発見、早期解決に努め、いじめによる不登校・自死は、絶対に防止しなければなりません。

いじめを「みのがさない」ためには、どの学年・学級にも起こりうるものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」、いじめを「つくらない」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応し、再発防止に努めることが必要です。

本校では、『いじめ防止対策推進法』並びに『盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針』に基づき、次の通り、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定め、これまで以上に家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、さらには、教育委員会やスクールカウンセラー等の関係機関とも連携を図りながら、いじめ問題への取り組みを推進します。

## 5つの基本方針

児童、教職員の人権に対する考えを高める

学校、学級内にいじめは絶対に許さない雰囲気をつくる

いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する

児童同士、児童と教員をはじめ、校内における温かな人間関係を築く

いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深める



## 2 「いじめ」とは

(1) 「いじめ」とは 〈「いじめ防止対策推進法」第1章〈総則〉第2条(定義)〉

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめ」は、どのように起きているのでしょうか

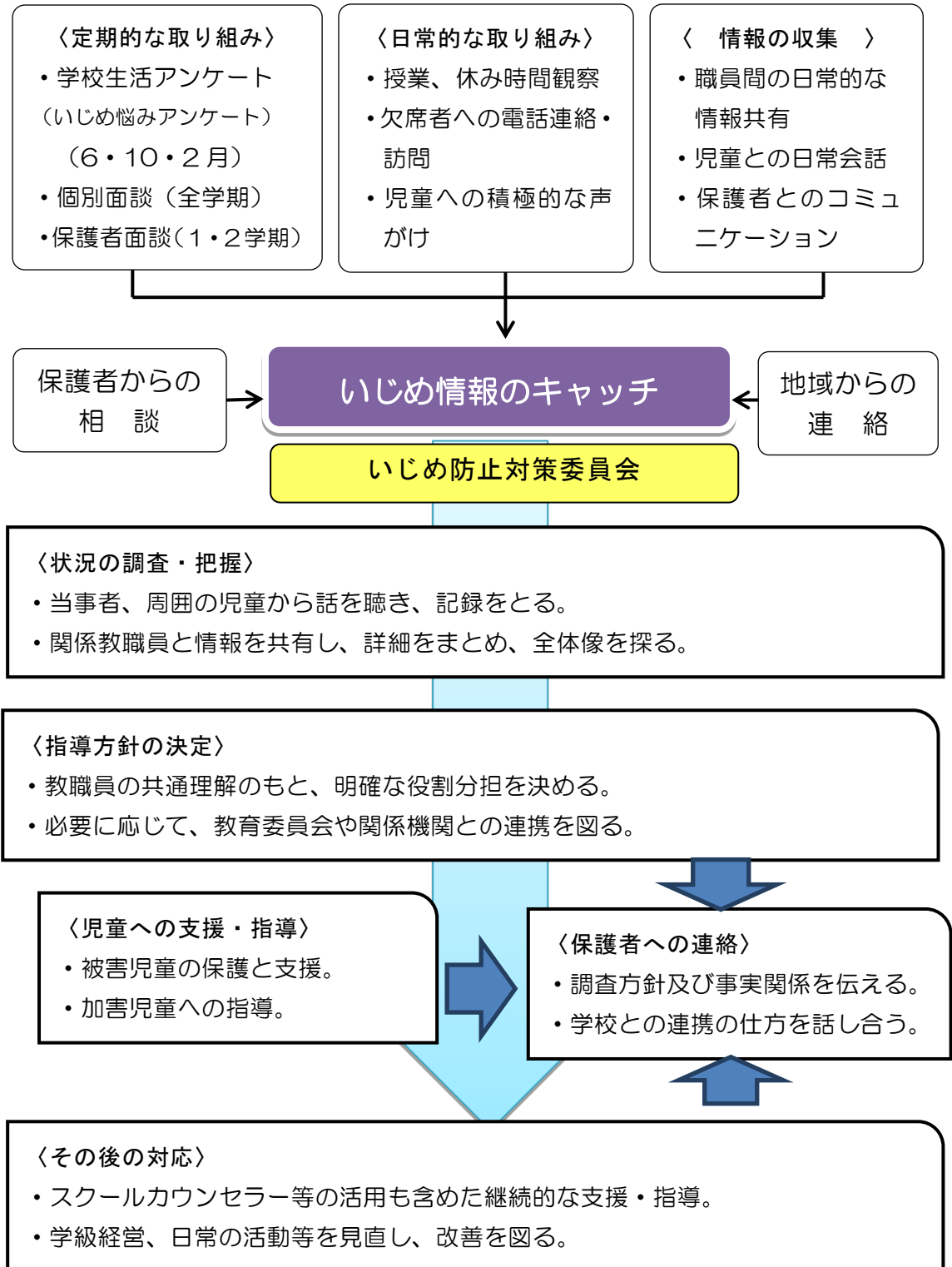
- ◆ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書き込みによる誹謗中傷、個人情報の勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。



(3) 「いじめ」の解消

「いじめ行為が少なくとも3か月間継続して行われていないこと」「被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされて解消とする。

### 3 いじめ発見の対応と流れ



## 4 保護者・地域の姿

いじめがますます複雑・深刻になる中、いじめ問題を速やかに的確に解決できるようにするため、学校、家庭、地域、関係機関の協力が必要です。

- 保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して規範意識を養うための指導を行う。「子どものすることだから…」や「やられたらやり返す」等の考えによって、正義や秩序・規則を守ることの大切さが損なわれないようにする。
- 子どもが相談しやすい雰囲気を持ち、日頃から子どもとの信頼関係を深める。
- いじめは許されないと認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認する。
- 気になる子どもを見かけたら声をかけ、いじめられる子どもがいたら徹底して守り通す。
- 登下校時の見守りやあいさつ等を通して、被害の子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。
- 保護者会や地域の会議等、いじめ問題根絶に向けて情報共有や話し合いを行う。
- 学校のいじめ基本方針や取り組み等を理解し、いじめの情報を得た場合には、学校に早期に連絡、相談する等の協力をする。
- いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合は、警察等、関係機関への相談・通報を行うことがあります。



## 5 相談窓口の一覧

いじめ問題の相談については、学校以外にも、各関係機関が受け付けています。

| 相談窓口              | 電話番号                  | 主体                |
|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 子ども教育相談           | 6 5 1-7 8 3 0         | 盛岡市教育相談室          |
| いじめ相談電話           | 6 2 3-7 8 3 0         | 岩手県教育委員会          |
| 24時間子どもSOSダイヤル    | 0 1 2 0-0-7 8 3 1 0   | 岩手県教育委員会          |
| いじめ110番・子ども人権110番 | 0 1 2 0-0 0 7-1 1 0   | 盛岡地方法務局           |
| ふれあい電話相談          | 6 2 9-6 7 4 4・6 7 4 5 | 盛岡教育事務所           |
| 子ども・家庭テレフォン       | 6 5 2-4 1 5 2         | 岩手県福祉総合<br>相談センター |
| ヤング・テレホンコーナー      | 6 5 1-7 8 6 7         | 県警本部少年課           |
| 盛岡いのちの電話          | 6 5 4-7 5 7 5         | 盛岡いのちの電話          |